



# 山田町任期付職員採用試験受験案内

【受験手続等に関する問合せ先】  
 〒028-1392  
 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
 山田町総務課行政チーム  
 TEL 0193-82-3111 (内線 411, 412)  
 FAX 0193-82-4989  
 URL <http://www.town.yamada.iwate.jp/>

## 1 採用予定職種、人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	受 験 資 格
保 健 師	2名程度	昭和33年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者
保 育 士	1名程度	昭和33年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者

※ ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 任用期間

採用された日から3年間の予定です。ただし、本人の同意を得て採用日から5年を超えない範囲内で任期を更新することもあります。

## 3 受験申込書の請求

直接請求	山田町役場1階町民課、船越支所、豊間根支所、4階総務課で交付いたします。また、山田町のホームページからもダウンロードできます。
郵便請求	封筒の表に「採用試験書類請求」と朱書きし、120円切手を貼付した返信用封筒(A4判)を同封し、山田町総務課行政チームへ請求してください。

## 4 受験申込受付期間及び受験申込先

受験申込書類	○山田町任期付職員採用試験申込書兼履歴書(別紙様式1)…1部 ※ 所定の個所に写真を貼付すること。 ○職務等経歴書(別紙様式2)…1部 ○応募作文…次のとおり 応募作文は、職務経歴について、次の①、②に分けて述べてください。 ① あなたのこれまでの職務経歴(職務内容、職務を通じて得た知識・技術、具体的な実績等)について述べなさい。(500字以内) ② これまでの職務経歴を山田町の復興にどのように生かせるか述べなさい。(500字以内)	
受付期間	平成29年1月20日(金)～随時 ※ 採用者数が、予定人数に達した場合は受け付けを終了いたします。	
	持参の場合	午前8時30分～午後5時15分 (祝日、土曜日・日曜日を除く)
	郵送の場合	郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、送付してください。
申込先	山田町総務課行政チーム 〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号	

## 5 試験の方法及び内容

試験方法		内 容
全ての職種	第1次試験	・書類審査 ※ 提出された履歴書、職務経歴書、応募作文を審査し、基準を満たした方を合格者とします。
	第2次試験 (最終試験)	・人物試験 (個別面接) ・健康診断 (指定した診断書の提出による) ※ 第2次試験当日に健康診断書を提出していただきます。 必要な検査項目は第1次試験合格者に通知します。なお、検査費用は自己負担となります。

※ 第2次試験は、第1次試験合格者を対象に実施することとし、日時及び会場等は、別途通知します。

## 6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者発表
  - ① 発表時期 受付から1か月以内
  - ② 発表方法 受験者に合否を通知します。
- (2) 最終合格者発表
  - ① 発表時期 第2次試験日から2週間以内
  - ② 発表方法 受験者全員に合否を通知します。

## 7 採用予定年月日

採用日は、平成29年度中を予定しています。

## 8 給与・勤務時間

給与等	給料は山田町一般職の職員の任期付職員の採用等に関する条例等の規定に基づき、経験年数、職歴等を勘案して決定します。そのほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが支給されます。
福利厚生	年次有給休暇、社会保険等は、常勤職員と同等です。
勤務時間	1日の勤務時間は、通常7時間45分です。 なお、土曜日、日曜日が休みとなります。(一部施設等勤務者を除く。)

## 9 試験結果の開示

採用試験の結果は、本人分についてのみ知ることができます。希望する方は、山田町情報公開条例第20条の規定により、山田町総務課(役場庁舎4階)に本人情報任意開示申出書を提出してください。

開示請求できる方	開示内容	開示請求できる期間
受験者本人(不合格者に限る)	各自の試験の得点	結果発表の日から起算して30日間

請求方法	受付期間
開示申出書は、山田町総務課にあります。本人確認書類として、運転免許証、旅券、身分証明書(顔写真付)などのいずれかを持参ください。	開示申出書の受付は、期間中の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日などの役場の休業日は受付しません。